

Q001

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：基礎

問題：個人住民税について、原則として納税義務を負う市町村を決める基準として最も適切なものはどれか。

- ア：その年の1月1日現在の住所地。
- イ：前年12月31日の勤務先所在地。
- ウ：その年の12月31日の住所地。
- エ：所得税の納税地だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：個人住民税は原則として1月1日現在の住所地で課税される。  
イ：勤務先所在地が基準ではない。  
ウ：年末時点ではない。  
エ：所得税の納税地とは別概念である。  
総合解説：賦課期日である1月1日の住所地が個人住民税の基本である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q002

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：標準

問題：1月1日現在、A市に住所がある個人が、B市に事務所を有しているがB市には住所がない。この場合のB市の個人住民税として原則最も適切なものはどれか。

- ア：B市では所得割だけを負う。
- イ：B市では均等割のみの納税義務を負う。
- ウ：B市では均等割も所得割も必ず課されない。
- エ：B市で住所地と同じ所得割を二重に全額負う。

答え・解説

正答：イ

ア：所得割だけではない。  
イ：住所はなくても事務所・事業所・家屋敷がある場合、原則として均等割の納税義務が生じる。  
ウ：均等割課税がある。  
エ：所得割を住所地と二重課税する制度ではない。  
総合解説：住所地課税と事務所・家屋敷課税を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q003

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：基礎

問題：個人の市町村民税・道府県民税の基本的な構成として正しいものはどれか。

ア：法人税割だけから構成される。

イ：所得税と完全に同じ種類の税額だけ。

ウ：所得に応じる所得割と、一定額を負担する均等割から構成される。

エ：固定資産の価額だけで決まる。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人住民税の論点である。

イ：所得税とは別税である。

ウ：個人住民税の中心は所得割と均等割である。

エ：固定資産税ではない。

総合解説：所得割と均等割の課税要件を別々に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q004

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：基礎

問題：法人市民税について、一般に均等割と法人税割の双方の納税義務を負う法人として最も適切なものはどれか。

ア：市内に一切拠点のない法人。

イ：市内に顧客が一人いるだけの法人。

ウ：市内に広告を出しただけの法人。

エ：市内に事務所又は事業所を有する法人。

答え・解説

正答：エ

ア：課税 nexus がない。

イ：顧客の存在だけでは事務所等にならない。

ウ：広告だけでは事務所等を構成しない。

エ：市内に事務所・事業所を有する法人は、原則として均等割と法人税割の対象となる。

総合解説：法人住民税では事務所・事業所の存在が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q005

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：標準

問題：ある法人が市内に事務所・事業所は有していないが、従業員用の寮だけを有している。この法人の法人市民税について原則正しいものはどれか。

ア：均等割は課され得るが、法人税割は課されない。

イ：法人税割だけが課される。

ウ：均等割も法人税割も必ず課されない。

エ：必ず個人住民税へ切り替わる。

答え・解説

正答：ア

ア：寮等のみを有する法人は均等割の対象となる一方、法人税割は原則対象外である。

イ：関係が逆である。

ウ：均等割課税があり得る。

エ：法人市民税の課税関係である。

総合解説：事務所・事業所と寮等では税目構成が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q006

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：基礎

問題：県内に事務所・事業所を有する一般法人の法人県民税について、基本的な税額構成として正しいものはどれか。

ア：所得税割と固定資産割。

イ：均等割と法人税割。

ウ：売上割だけ。

エ：均等割だけで法人税割は存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような構成ではない。

イ：法人県民税も一般に均等割と法人税割から構成される。

ウ：売上だけを課税標準としない。

エ：法人税割もある。

総合解説：法人市民税と法人県民税の共通構造を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q007

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：標準

問題：法人格のない社団又は財団が収益事業を行っている場合の法人住民税について最も適切な説明はどれか。

ア：法人格がないので地方税は一切課されない。

イ：必ず個人住民税だけが課される。

ウ：一定の場合、法人とみなされて法人住民税の納税義務者となる。

エ：収益事業の有無に関係なく常に非課税。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人格の有無だけで課税除外しない。

イ：法人課税の対象となり得る。

ウ：収益事業を行う人格のない社団等は一定の場合に法人とみなされる。

エ：収益事業の有無が重要である。

総合解説：形式的法人格だけでなく地方税法上のみなし規定を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q008

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：標準

問題：法人住民税の法人税割の計算について、基本的な説明として最も適切なものはどれか。

ア：売上高だけに固定税率を乗じる。

イ：従業者数だけで決める。

ウ：法人の保有土地面積だけで決める。

エ：国税である法人税額を基礎として地方税法上の調整を行い、税率を乗じて計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：単純な売上課税ではない。

イ：従業者数は均等割区分等では関係するが法人税割の基本課税標準ではない。

ウ：土地面積課税ではない。

エ：法人税割は法人税額を基礎とする。

総合解説：均等割と法人税割では算定基礎が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q009

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：標準

問題：赤字で法人税額が0円となった法人について、事務所等を有する市町村の法人住民税均等割として最も適切な説明はどれか。

ア：均等割は所得や法人税額が0でも課税され得る。

イ：法人税額が0なら均等割も必ず0。

ウ：赤字法人は地方税法上必ず全税目非課税。

エ：均等割は利益額にだけ比例する税である。

答え・解説

正答：ア

ア：均等割は法人の規模等に応じた定額負担であり、所得の有無だけで消えない。

イ：法人税額とは別である。

ウ：赤字のみを理由に一律非課税にはならない。

エ：利益比例ではない。

総合解説：法人税割と均等割の違いを理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q010

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：標準

問題：一つの法人が複数の市町村に事務所・事業所を有する場合の法人住民税について最も適切なものはどれか。

ア：本店所在地の市町村にだけ全額納めれば他自治体には一切課税されない。

イ：各自治体について納税義務が生じ、法人税割は従業者数等による分割が必要となる場合がある。

ウ：最も売上の多い自治体だけに納める。

エ：複数自治体に事務所がある法人は住民税非課税。

答え・解説

正答：イ

ア：本店所在地だけではない。

イ：複数自治体に事務所等がある法人は、各自治体で課税関係が生じる。

ウ：売上だけで一自治体に集中させない。

エ：非課税にはならない。

総合解説：法人住民税では事務所所在地ごとの課税を意識する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q011

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：応用

問題：個人住民税と法人住民税を比較した説明として最も適切なものはどれか。

ア：個人も法人も法人税割だけで構成される。

イ：個人住民税には住所地という概念がない。

ウ：個人は所得割・均等割が中心で、法人は法人税割・均等割が中心となり、いずれも住所又は事務所等との地域的結び付きが課税関係に重要である。

エ：法人住民税は事務所所在地と無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：個人には所得割がある。

イ：住所地が重要である。

ウ：個人と法人で割の種類は異なるが、地域との結び付きが共通の基礎となる。

エ：法人は事務所等が重要である。

総合解説：納税義務者・課税客体・税額構成を比較して整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q012

総則・納税義務 &gt; 個人・法人の納税義務 | 難易度：応用

問題：令和8年度税理士試験で「住民税」と呼称される範囲として正しいものはどれか。

ア：固定資産税だけ。

イ：事業税だけ。

ウ：国税である所得税だけ。

エ：地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分。

答え・解説

正答：エ

ア：別科目である。

イ：別科目である。

ウ：国税である。

エ：試験公告は住民税の範囲を道府県民税・市町村民税の関係部分と明示している。

総合解説：試験上の住民税は個人だけでなく法人住民税も含み得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q013

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の均等割について、標準税率の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：市町村民税3,000円、道府県民税1,000円。

イ：市町村民税6,000円、道府県民税4,000円。

ウ：市町村民税1,000円、道府県民税3,000円。

エ：市町村民税10,000円、道府県民税0円。

答え・解説

正答：ア

ア：標準税率では市町村民税3,000円、道府県民税1,000円である。

イ：所得割率と混同している。

ウ：逆である。

エ：標準税率ではない。

総合解説：自治体独自の超過課税がある場合があるため、問題文では標準税率が実際税率かを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q014

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：基礎

問題：令和6年度以降に個人住民税と併せて徴収される森林環境税について最も適切な説明はどれか。

ア：市町村民税均等割の名称を変えただけの地方税。

イ：森林環境税は年額1,000円の国税であり、個人住民税の均等割そのものではない。

ウ：法人住民税だけに課される税。

エ：所得割率10%に含まれる税率部分。

答え・解説

正答：イ

ア：地方税の均等割そのものではない。

イ：森林環境税は国税として個人住民税と併せて徴収される。

ウ：個人にも関係する。

エ：所得割率の一部ではない。

総合解説：均等割と森林環境税を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q015

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：標準

問題：個人住民税の非課税判定について最も適切な説明はどれか。

ア：所得割が0なら均等割も必ず0。

イ：均等割非課税でも所得割だけ必ず課税される。

ウ：所得割だけが非課税となる場合と、均等割を含めて非課税となる場合があり、判定基準は同一ではない。

エ：非課税判定は法人税額だけで行う。

答え・解説

正答：ウ

ア：両者は必ずしも連動しない。

イ：均等割非課税なら通常所得割も課されない。

ウ：個人住民税には所得割非課税限度額と均等割を含む非課税基準がある。

エ：個人の所得等で判定する。

総合解説：問題では『所得割のみ』か『均等割を含む』かを読む。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q016

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：基礎

問題：令和8年度課税分の大阪市の例で、同一生計配偶者・扶養親族がいない個人について、市民税・府民税・森林環境税が非課税となる前年合計所得金額の基準として正しいものはどれか。

ア：58万円以下。

イ：95万円以下。

ウ：135万円以下なら全員一律非課税。

エ：45万円以下。

答え・解説

正答：エ

ア：扶養親族の所得要件等と混同している。

イ：特定親族特別控除の区分等と混同している。

ウ：135万円は障害者等の別基準である。

エ：大阪市の令和8年度以降の単身者の非課税限度額は合計所得45万円以下である。

総合解説：非課税限度額は自治体区分等で差があり得るため、ここでは大阪市の具体例として扱う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q017

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：標準

問題：障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に対する個人住民税の非課税について、代表的な所得基準として最も適切なものはどれか。

ア：前年の合計所得金額が135万円以下であること。

イ：前年の合計所得金額が必ず45万円以下だけ。

ウ：前年所得に関係なく全員課税。

エ：給与収入が1円でもあれば必ず課税。

答え・解説

正答：ア

ア：一定の障害者等は合計所得金額135万円以下で非課税となる制度がある。

イ：一般単身者の限度額と異なる。

ウ：特別非課税規定がある。

エ：収入の有無だけで決まらない。

総合解説：属性による非課税規定と一般所得基準を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q018

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：標準

問題：生活保護法による生活扶助を受けている者の個人住民税について、原則最も適切なものはどれか。

ア：生活扶助を受けても必ず所得割10%が課される。

イ：法定要件を満たす場合、個人住民税は非課税となる。

ウ：均等割だけ必ず2倍になる。

エ：生活保護の有無は地方税法上一切考慮されない。

答え・解説

正答：イ

ア：特別非課税がある。

イ：生活扶助受給者には非課税規定がある。

ウ：増額規定ではない。

エ：課税判定に関係する。

総合解説：所得基準以外の非課税事由も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q019

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：基礎

問題：法人市民税の均等割額を区分する主要な要素として最も適切なものはどれか。

ア：法人の当期利益だけ。

イ：売上原価だけ。

ウ：資本金等の額と従業者数。

エ：代表者の年齢だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：利益が0でも均等割はあり得る。

イ：売上原価だけでは決まらない。

ウ：法人均等割は資本金等の額と従業者数に応じて税率区分が設けられる。

エ：代表者年齢は無関係である。

総合解説：法人の規模に応じる定額負担である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q020

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：応用

問題：法人市民税の均等割年額が60,000円で、事業年度中その市内に事務所を有していた期間が6か月である。単純化して月割計算すると均等割額はいくらか。

ア：60,000円。

イ：10,000円。

ウ：120,000円。

エ：30,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：12か月分ではない。

イ：6分の1ではない。

ウ：倍額ではない。

エ： $60,000円 \times 6 / 12 = 30,000円$ 。

総合解説：法人均等割は事務所等を有した月数に応じて月割計算する場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q021

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の均等割と所得割の性質を比較した説明として最も適切なものはどれか。

ア：均等割は地域社会の費用を広く一定額で負担する性質を持ち、所得割は前年所得に応じて負担する。

イ：均等割も所得割も前年所得額に完全比例する。

ウ：所得割は一律定額である。

エ：均等割は法人にしか存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：均等割は定額、所得割は所得比例的な性質を持つ。

イ：均等割は比例税ではない。

ウ：所得割は定額ではない。

エ：個人住民税にも均等割がある。

総合解説：二つの割の役割を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q022

総則・納税義務 &gt; 非課税・均等割 | 難易度：標準

問題：個人住民税の均等割額について最も適切な説明はどれか。

ア：全国どの自治体でも一円単位まで必ず同額。

イ：地方税法上の標準税率があるが、条例による超過課税等で実際の額が標準と異なる自治体もある。

ウ：自治体は均等割を設けることができない。

エ：実際の税額は国税庁が全国一律で決める。

答え・解説

正答：イ

ア：自治体差があり得る。

イ：住民税は地方税であり、標準税率と条例上の実税率が異なる場合がある。

ウ：均等割制度がある。

エ：地方公共団体の条例が関係する。

総合解説：試験問題では標準税率か条例税率かを明示して読む。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q023

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の賦課期日は原則いつか。

ア：毎年4月1日。

イ：毎年6月1日。

ウ：毎年1月1日。

エ：前年12月31日。

答え・解説

正答：ウ

ア：年度初日ではない。

イ：通知時期ではない。

ウ：個人住民税の賦課期日は1月1日である。

エ：12月31日ではない。

総合解説：1月1日現在の住所等で課税関係を決める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q024

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度：標準

問題：1月1日にA市に住所があり、同年3月にB市へ転居した個人のその年度の個人住民税について原則最も適切なものはどれか。

ア：B市がその年度分を全額課税する。

イ：A市とB市が半年ずつ所得割を課税する。

ウ：転居したためその年度は非課税。

エ：A市がその年度分を課税する。

答え・解説

正答：エ

ア：3月転居で課税地は移らない。

イ：月割分担ではない。

ウ：転居は非課税事由ではない。

エ：賦課期日1月1日の住所地で年度分の課税地が決まる。

総合解説：年度途中の転居はその年度の課税自治体を変えない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q025

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度：基礎

問題：1月1日に国内の市町村に住所があり、その後2月に国外へ転出した者のその年度の個人住民税として原則最も適切なものはどれか。

ア：1月1日に住所があった市町村でその年度分の納税義務が生じる。

イ：国外転出した時点で年度分が全額消滅する。

ウ：国外転出者には1月1日現在でも住民税を課せない。

エ：転出後の外国政府だけが課税できる。

答え・解説

正答：ア

ア：1月1日現在の住所に基づく納税義務は、その後の出国だけでは消滅しない。

イ：年度途中の転出で消えない。

ウ：賦課期日時点が基準である。

エ：地方税の課税関係は残る。

総合解説：納税管理人等の手続が必要となる場合もある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q026

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度：標準

問題：1月1日に生計住所が確定していた者が、その後同年中に死亡した場合のその年度の個人住民税について最も適切な説明はどれか。

ア：死亡によりその年度の税額は必ず全額消滅する。

イ：賦課期日に成立した納税義務は残り、相続人に承継され得る。

ウ：死亡翌日から税額が自動的に半額になる。

エ：住民税は相続人に承継されない。

答え・解説

正答：イ

ア：死亡は避及的非課税事由ではない。

イ：1月1日に納税義務が成立していれば、その後の死亡で消滅せず相続の対象となる。

ウ：半額規定ではない。

エ：租税債務も相続の対象となり得る。

総合解説：賦課期日後の死亡と賦課期日前の死亡を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q027

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度：標準

問題：法人住民税における「事務所又は事業所」の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：一時的に会議を1回しただけの場所。

イ：顧客の自宅すべて。

ウ：事業の必要から設けられた人的・物的設備があり、そこで継続して事業が行われる場所。

エ：商品を配送したことがある市町村全体。

答え・解説

正答：ウ

ア：一時的利用だけでは通常足りない。

イ：顧客宅は法人の事務所ではない。

ウ：継続的事業活動の人的・物的設備が事務所等の中心的要件である。

エ：配送先だけで事務所にはならない。

総合解説：所有か賃借かより実態が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q028

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度：応用

問題：ある市に別宅として家屋敷を有するが、その市に住所はない個人について原則最も適切なものはどれか。

ア：住所がないため地方税法上必ず無関係。

イ：その市で所得割だけ課される。

ウ：その市で法人税割が課される。

エ：その市で均等割のみの納税義務が生じる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：住所がなくても課税関係がある。

イ：所得割ではない。

ウ：個人への法人税割ではない。

エ：住所地以外の事務所・事業所・家屋敷には均等割課税があり得る。

総合解説：家屋敷課税は地域サービス負担の考え方による。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q029

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度 : 標準

問題 : 指定都市内で住所のある区とは別の区に個人事業の事務所がある場合の均等割について、条例等の要件を満たすときの基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア : 住所地とは別に、事務所等のある区でも均等割の課税関係が生じ得る。

イ : 指定都市内なら区が違ってても事務所等課税は絶対はない。

ウ : 別区では必ず所得割を二重課税する。

エ : 区の違いは法人にしか関係しない。

答え・解説

正答 : ア

ア : 大都市の区ごとの事務所等課税が行われる自治体がある。

イ : 大阪市等では区単位の取扱いがある。

ウ : 所得割二重課税ではない。

エ : 個人にも関係する。

総合解説 : 具体的自治体の条例・運用を確認する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q030

総則・納税義務 &gt; 賦課期日・住所 / 事務所 | 難易度 : 応用

問題 : 1月1日にA市に住所、B市に個人事業の事務所を有し、2月に事務所を閉鎖した場合の当該年度の個人住民税として原則最も適切なものはどれか。

ア : A市だけで所得割、B市では何も課されない。

イ : A市では所得割・均等割、B市では事務所等に係る均等割が課され得る。

ウ : B市で所得割を全額課税しA市は非課税。

エ : 2月に閉鎖したため両市とも非課税。

答え・解説

正答 : イ

ア : B市の均等割関係を落としている。

イ : 賦課期日1月1日現在の住所・事務所等の状況で課税関係を判定する。

ウ : 住所地課税が逆である。

エ : 閉鎖は賦課期日後である。

総合解説 : 住所地課税と家屋敷・事務所課税を同時に処理する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q031 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の所得割は、原則としてどの所得を基礎に計算するか。

ア：当年の見込所得だけ。

イ：翌年の所得。

ウ：前年中の所得。

エ：過去5年間の平均所得。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：当年所得を直接課税する仕組みではない。

イ：翌年所得ではない。

ウ：個人住民税の所得割は前年所得課税を基本とする。

エ：5年平均ではない。

総合解説：所得税の現年所得課税との違いを押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q032 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：基礎

問題：前年の総所得金額が3,000,000円、所得控除合計が1,000,000円で、他の調整はない。課税総所得金額はいくらか。

ア：1,000,000円。

イ：3,000,000円。

ウ：4,000,000円。

エ：2,000,000円。

## 答え・解説 正答：エ

ア：控除額そのものではない。

イ：所得控除を反映していない。

ウ：控除を加算している。

エ： $3,000,000円 - 1,000,000円 = 2,000,000円$ 。

総合解説：所得割は所得金額から所得控除を差し引いた課税所得を基礎とする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q033 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の課税総所得金額の端数処理として一般的に正しいものはどれか。

ア：1,000円未満の端数を切り捨てる。

イ：1円未満を四捨五入する。

ウ：100円未満を切り上げる。

エ：10,000円未満を必ず切り捨てる。

## 答え・解説 正答：ア

ア：課税総所得金額は1,000円未満を切り捨てて税率計算へ進む。

イ：1円単位ではない。

ウ：100円単位ではない。

エ：10,000円単位ではない。

総合解説：税額側の100円未満切捨てと混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q034 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：標準

問題：個人住民税の所得金額の計算について最も適切な説明はどれか。

ア：所得税法とは全く無関係に計算する。

イ：多くの点で所得税法上の所得区分・計算方法を基礎とするが、住民税独自の規定や控除差もある。

ウ：住民税は収入金額に直接10%を掛けるだけ。

エ：所得控除は一切存在しない。

## 答え・解説 正答：イ

ア：完全独立ではない。

イ：所得計算は所得税法の仕組みを多く用いる一方、住民税独自差異がある。

ウ：収入と所得は異なる。

エ：所得控除がある。

総合解説：所得税との共通点と差異を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q035

個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：基礎

問題：令和8年度個人住民税から適用される給与所得控除の最低保障額として正しいものはどれか。

ア：55万円。

イ：43万円。

ウ：65万円。

エ：95万円。

答え・解説

正答：ウ

ア：改正前の額である。

イ：住民税の基礎控除最高額である。

ウ：令和8年度から給与所得控除の最低保障額は55万円から65万円へ引き上げられた。

エ：所得税の基礎控除改正と混同している。

総合解説：令和8年度改正では給与所得控除と扶養所得要件が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q036

個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：標準

問題：令和8年度住民税の計算で、前年の給与収入が1,200,000円のみであり、給与所得控除最低保障額65万円が適用される場合、給与所得金額はいくらか。

ア：650,000円。

イ：1,200,000円。

ウ：1,850,000円。

エ：550,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：控除額そのものである。

イ：控除前の収入額である。

ウ：加算している。

エ：1,200,000円 - 650,000円 = 550,000円。

総合解説：収入金額と所得金額を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q037 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：標準

問題：個人住民税の所得割における総合課税と分離課税の説明として最も適切なものはどれか。  
ア：給与・事業等の総合課税所得と、土地建物・株式等の一定の分離課税所得は、課税標準や税率を区分して計算する。  
イ：すべての所得を必ず一つに合算して同じ税率だけを適用する。  
ウ：分離課税所得は住民税では常に非課税。  
エ：給与所得は必ず分離課税。

## 答え・解説 正答：ア

ア：住民税にも申告分離課税等の特例がある。  
イ：一律総合課税ではない。  
ウ：分離課税でも課税される。  
エ：給与所得は通常総合課税である。  
総合解説：所得の種類から課税方式を判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q038 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：標準

問題：個人住民税の課税標準計算で損益通算が認められる場合の効果として最も適切なものはどれか。  
ア：どの損失でも無制限に全所得から控除できる。  
イ：一定の所得の損失を他の所得から控除し、総所得金額等を減額することがある。  
ウ：損失は住民税計算で一切考慮しない。  
エ：損益通算は法人住民税だけの制度。

## 答え・解説 正答：イ

ア：対象損失には制限がある。  
イ：所得税法に準じた一定の損益通算が住民税課税標準にも反映される。  
ウ：損失を考慮する場合がある。  
エ：個人にも関係する。  
総合解説：損失の種類と分離課税特例を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q039

個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：応用

問題：純損失・雑損失等の繰越控除が適用される場合の個人住民税計算について最も適切な説明はどれか。

ア：一度生じた損失は翌年度に一切影響しない。

イ：繰越控除は均等割額を直接10倍する制度。

ウ：法定要件を満たす繰越損失は、課税標準計算上、翌年度以後の所得から控除できる場合がある。

エ：どの損失も永久に繰り越せる。

答え・解説

正答：ウ

ア：繰越制度がある。

イ：均等割増額制度ではない。

ウ：住民税にも一定の繰越控除が反映される。

エ：期間・要件の制限がある。

総合解説：合計所得金額と総所得金額等の定義にも繰越控除前後の違いがある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q040

個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：応用

問題：個人住民税の各種判定で用いられる「合計所得金額」について最も適切な説明はどれか。

ア：所得控除後の課税総所得金額と必ず同額。

イ：住民税額そのものをいう。

ウ：給与収入だけをいう。

エ：各種所得を合計した金額で、純損失・雑損失等の繰越控除を適用する前の金額を基礎とする。

答え・解説

正答：エ

ア：課税所得とは異なる。

イ：税額ではない。

ウ：給与だけに限定しない。

エ：合計所得金額は所得控除前かつ一定の繰越控除前の判定概念である。

総合解説：非課税・扶養・基礎控除等で用語の違いが重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q041 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：基礎

問題：2026年度の個人住民税について、原則どの期間の所得を基礎にするか。

ア：2025年1月1日から12月31日までの前年所得。

イ：2026年1月1日から12月31日までの当年所得。

ウ：2024年だけ。

エ：2027年の見込所得。

## 答え・解説 正答：ア

ア：年度住民税は前年中所得を基礎として賦課される。

イ：現年所得ではない。

ウ：2年前だけではない。

エ：将来所得ではない。

総合解説：令和8年度改正の多くは令和7年中所得の計算に影響する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q042 個人住民税 &gt; 所得割の課税標準 | 難易度：標準

問題：個人住民税所得割の基本的な計算順序として最も適切なものはどれか。

ア：前年収入に直接均等割額を掛ける。

イ：前年の所得金額を所得区分ごとに計算し、損益通算・繰越控除等を反映し、所得控除を差し引いて課税所得を求める。

ウ：所得控除を先に現金で還付してから所得を計算する。

エ：税率を決めてから所得区分を任意に選ぶ。

## 答え・解説 正答：イ

ア：均等割の計算ではない。

イ：所得割は所得金額→課税標準→税率→税額控除の順に計算する。

ウ：控除は課税標準計算に反映する。

エ：所得区分が先である。

総合解説：計算順序を固定すると総合問題に強くなる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q043

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：基礎

問題：令和8年度個人住民税で、合計所得金額2,400万円以下の者に適用される基礎控除の最高額として正しいものはどれか。

- ア：48万円。
- イ：95万円。
- ウ：43万円。
- エ：65万円。

答え・解説

正答：ウ

ア：旧来の所得税額と混同している。  
イ：令和8年分所得税の基礎控除特例等と混同している。  
ウ：住民税の基礎控除は令和8年度改正でも最高43万円のままである。  
エ：給与所得控除最低保障額である。  
総合解説：令和8年度は所得税の基礎控除改正と住民税の据置きを区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q044

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：標準

問題：令和8年度個人住民税から、扶養親族等の合計所得金額要件として原則正しいものはどれか。

- ア：48万円以下。
- イ：95万円以下。
- ウ：123万円以下ならずべて扶養控除。
- エ：58万円以下。

答え・解説

正答：エ

ア：改正前の額である。  
イ：特定親族特別控除の所得区分と混同している。  
ウ：123万円以下すべてが扶養控除ではない。  
エ：令和8年度から扶養親族等の所得要件は48万円から58万円へ引き上げられた。  
総合解説：給与収入だけなら原則123万円以下が対応する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q045

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の一般扶養親族に係る扶養控除額として正しいものはどれか。

ア：33万円。

イ：38万円。

ウ：45万円。

エ：63万円。

答え・解説

正答：ア

ア：住民税の一般扶養控除は33万円である。

イ：老人扶養親族の住民税控除額である。

ウ：特定扶養親族の住民税控除額である。

エ：所得税の特定扶養控除額と混同している。

総合解説：所得税と住民税では人的控除額が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q046

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：標準

問題：19歳以上23歳未満の特定扶養親族について、個人住民税の扶養控除額として正しいものはどれか。

ア：33万円。

イ：45万円。

ウ：38万円。

エ：48万円。

答え・解説

正答：イ

ア：一般扶養控除である。

イ：住民税の特定扶養控除は45万円である。

ウ：老人扶養控除である。

エ：所得税・他の控除額等と混同しており、住民税の特定扶養控除額ではない。

総合解説：年齢と所得要件の双方を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q047

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：標準

問題：令和8年度住民税で、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が80万円で、他の要件も満たす。この親族に係る特定親族特別控除額はいくらか。

ア：0円。

イ：3万円。

ウ：45万円。

エ：63万円。

答え・解説

正答：ウ

ア：新設控除の対象となる。

イ：最終段階の控除額ではない。

ウ：合計所得58万円超95万円以下の区分では住民税の特定親族特別控除は45万円である。

エ：所得税側の上限額と混同している。

総合解説：令和8年度の重要改正論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q048

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：応用

問題：令和8年度住民税の特定親族特別控除の対象となる親族の合計所得金額の範囲として正しいものはどれか。

ア：48万円以下のみ。

イ：123万円超200万円以下。

ウ：所得金額に上限はない。

エ：58万円超123万円以下。

答え・解説

正答：エ

ア：58万円以下は扶養控除側の判定となる。

イ：上限を超えている。

ウ：上限がある。

エ：特定親族特別控除は58万円超123万円以下の19歳以上23歳未満親族等が対象となる。

総合解説：扶養控除との連続性を意識する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q049

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：標準

問題：個人住民税の調整控除の主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：所得税と住民税の人的控除額の差により税源移譲時に負担が増えることを調整する。

イ：給与所得控除を廃止するため。

ウ：均等割を全員免除するため。

エ：法人税割を減額するため。

答え・解説

正答：ア

ア：調整控除は所得税と住民税の人的控除差に対応する税額控除である。

イ：給与所得控除制度の廃止ではない。

ウ：均等割免除制度ではない。

エ：個人所得割の論点である。

総合解説：所得控除ではなく所得割から差し引く税額控除である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q050

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：応用

問題：合計課税所得金額が1,500,000円で、調整控除計算上の人的控除額の差の合計額が100,000円である。合計所得金額2,500万円以下とする。調整控除額はいくらか。

ア：10,000円。

イ：5,000円。

ウ：50,000円。

エ：75,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：10%ではない。

イ：200万円以下では人的控除差合計額と合計課税所得金額の少ない方に5%を乗じるため、 $100,000円 \times 5\% = 5,000円$ 。

ウ：差額そのものではない。

エ：課税所得全額に5%ではない。

総合解説：調整控除は税額控除である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q051

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：基礎

問題：合計所得金額が2,500万円を超える者の調整控除について最も適切なものはどれか。

ア：必ず最大額が適用される。

イ：均等割からのみ控除する。

ウ：調整控除は適用されない。

エ：調整控除額が自動的に2倍になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：高所得者には制限がある。

イ：所得割の税額控除である。

ウ：合計所得金額2,500万円超の場合は調整控除の適用がない。

エ：倍額制度ではない。

総合解説：基礎控除の所得制限と合わせて確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q052

個人住民税 &gt; 所得控除・人的控除差調整 | 難易度：標準

問題：所得税と住民税の人的控除額が異なる場合の処理として最も適切なものはどれか。

ア：所得税の控除額をそのまま住民税課税所得から差し引くだけ。

イ：人的控除差は均等割へ加算する。

ウ：住民税では人的控除を一切使わない。

エ：まず住民税独自の所得控除額で課税所得を計算し、そのうえで一定の人的控除差について調整控除を所得割額から差し引く。

答え・解説

正答：エ

ア：住民税控除額を用いる。

イ：均等割加算ではない。

ウ：人的控除がある。

エ：所得控除段階と調整控除という税額控除段階は別である。

総合解説：所得控除差と税額控除の二段階構造を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q053

個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：基礎

問題：指定都市以外の一般的な個人住民税所得割の標準税率として正しい組合せはどれか。

ア：市町村民税6%、道府県民税4%、合計10%。

イ：市町村民税8%、道府県民税8%。

ウ：市町村民税3%、道府県民税1%。

エ：市町村民税10%、道府県民税10%。

答え・解説

正答：ア

ア：標準税率は市町村民税6%・道府県民税4%で合計10%。

イ：合計16%ではない。

ウ：均等割額と混同している。

エ：合計20%ではない。

総合解説：指定都市では内訳が8%・2%となるが合計10%は同じである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q054

個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：標準

問題：大阪市のような指定都市における個人住民税所得割の標準的な税率内訳として正しいものはどれか。

ア：市民税6%、府民税4%。

イ：市民税8%、府民税2%。

ウ：市民税4%、府民税6%。

エ：市民税3%、府民税1%。

答え・解説

正答：イ

ア：指定都市以外の標準内訳である。

イ：指定都市への税源移譲により市民税8%・府県民税2%となる。

ウ：逆である。

エ：均等割の金額割合と混同している。

総合解説：合計税率10%は変わらない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q055 個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：標準

問題：指定都市以外で課税総所得金額2,000,000円に標準税率10%を適用し、税額控除はないものとする。所得割合計額はいくらか。

- ア：20,000円。
- イ：100,000円。
- ウ：200,000円。
- エ：2,000,000円。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：1%計算である。  
イ：5%計算である。  
ウ： $2,000,000円 \times 10\% = 200,000円$ 。  
エ：税率を反映していない。  
総合解説：実務では市町村民税・道府県民税をそれぞれ計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q056 個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：標準

問題：個人住民税の税額控除として適切なものはどれか。

- ア：給与所得控除だけ。
- イ：必要経費だけ。
- ウ：退職所得控除だけ。
- エ：調整控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除、外国税額控除など。

## 答え・解説 正答：エ

ア：給与所得控除は所得金額計算段階である。  
イ：必要経費も所得計算段階である。  
ウ：退職所得控除は課税所得計算段階である。  
エ：これらは算出所得割額から差し引く税額控除である。  
総合解説：所得控除と税額控除を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q057 個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：標準

問題：個人住民税の寄附金税額控除について、ふるさと寄附金の基本控除額計算で原則控除対象外となる自己負担相当額はいくらか。

- ア：2,000円。
- イ：500円。
- ウ：10,000円。
- エ：50,000円。

## 答え・解説 正答：ア

ア：基本控除は一定の寄附金額から2,000円を控除した額を基礎に計算する。  
イ：500円ではない。  
ウ：1万円ではない。  
エ：5万円ではない。  
総合解説：特例控除には所得割額の一定割合の上限もある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q058 個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：応用

問題：個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について最も適切な説明はどれか。

- ア：住宅ローン控除は住民税には一切関係しない。
- イ：前年分所得税で住宅ローン控除を適用しても控除しきれない一定額がある場合、要件・限度額の範囲で住民税所得割から控除できる。
- ウ：均等割から無制限に控除する。
- エ：住宅取得者は住民税が必ず全額0になる。

## 答え・解説 正答：イ

ア：住民税にも制度がある。  
イ：所得税で控除しきれない一定額を住民税所得割から控除する仕組みがある。  
ウ：均等割の無制限控除ではない。  
エ：全額免除制度ではない。  
総合解説：入居時期等により限度額が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q059 個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：標準

問題：令和6年度以降の上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、所得税と個人住民税の課税方式の関係として最も適切なものはどれか。

ア：所得税と住民税で常に自由に別方式を選べる。

イ：住民税では必ず申告不要を選ばなければならない。

ウ：所得税で選択した課税方式が個人住民税にも適用され、異なる課税方式を選択することはできない。

エ：所得税の申告内容は住民税へ一切影響しない。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：以前の制度と混同している。

イ：強制申告不要ではない。

ウ：令和6年度から所得税と個人住民税の課税方式は一致することとなった。

エ：申告内容が連動する。

総合解説：金融所得の申告では現行制度を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q060 個人住民税 &gt; 税率・税額控除 | 難易度：応用

問題：課税総所得金額が確定した後、個人住民税の所得割額を最終的に算出する処理として最も適切なものはどれか。

ア：税額控除を所得金額へ加算してから均等割を掛ける。

イ：まず均等割を10%で計算し、その後所得控除を行う。

ウ：所得割と均等割を区別せず同じ式で計算する。

エ：課税所得金額に所定税率を乗じて算出税額を求め、調整控除・配当控除・寄附金税額控除等の税額控除を差し引く。

## 答え・解説 正答：エ

ア：税額控除は加算しない。

イ：均等割は定額である。

ウ：二つの割は計算方法が異なる。

エ：所得割は課税標準×税率-税額控除という構造である。

総合解説：課税標準・税率・税額控除の順を固定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q061

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の普通徴収として最も適切な説明はどれか。

ア：市町村が納税通知書を納税義務者へ交付し、納税義務者が自ら納付する方法。

イ：給与支払者が毎月給与から差し引く方法。

ウ：年金保険者が年金から差し引く方法。

エ：国税庁が所得税から自動控除する方法。

答え・解説

正答：ア

ア：普通徴収は納税者本人が納付書・口座振替等で納付する方法である。

イ：給与特別徴収である。

ウ：年金特別徴収である。

エ：国税との相殺方式ではない。

総合解説：普通徴収と各種特別徴収を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q062

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：基礎

問題：大阪市の例で、個人住民税の普通徴収は原則何回に分けて納付するか。

ア：年1回のみ。

イ：年4回。

ウ：年6回。

エ：年12回。

答え・解説

正答：イ

ア：1回だけではない。

イ：普通徴収は6月、8月、10月、翌年1月の年4回が基本である。

ウ：6回ではない。

エ：12回は給与特別徴収の月割回数である。

総合解説：自治体条例で納期の詳細を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q063 個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：標準

問題：大阪市の個人住民税普通徴収の標準的な納付月の組合せとして正しいものはどれか。

ア：4月、5月、6月、7月。

イ：6月、9月、12月、3月。

ウ：6月、8月、10月、翌年1月。

エ：毎月1回ずつ。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：連続4か月ではない。

イ：その組合せではない。

ウ：大阪市では年4期で6・8・10・翌1月が基本である。

エ：毎月納付ではない。

総合解説：普通徴収の期別を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q064 個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：基礎

問題：給与特別徴収や年金特別徴収の対象とならない事業所得者の個人住民税について、一般的な徴収方法として最も適切なものはどれか。

ア：給与からの特別徴収。

イ：公的年金からの特別徴収。

ウ：法人税の中間申告。

エ：普通徴収。

## 答え・解説 正答：エ

ア：給与支払者がいない。

イ：年金所得に限る制度ではない。

ウ：法人税の制度ではない。

エ：事業所得者などは納税通知書による普通徴収が基本となる。

総合解説：所得種類と徴収方法を対応させる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q065

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：標準

問題：普通徴収における税額決定の方法として最も適切なものはどれか。  
ア：市町村が前年所得等に基づき税額を決定し、納税通知書で通知する。  
イ：納税者が税率を自由に選んで申告納付する。  
ウ：勤務先が法人税額から計算する。  
エ：国税の確定申告書を提出すれば住民税額は納税者が自分で確定する。

答え・解説

正答：ア

ア：個人住民税普通徴収は賦課課税方式で市町村が税額を決定する。  
イ：税率選択制ではない。  
ウ：勤務先の法人税額とは無関係である。  
エ：所得税の申告内容は資料となるが住民税額は自治体が賦課決定する。  
総合解説：所得税の申告納税方式との違いを理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q066

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：標準

問題：個人住民税の普通徴収年税額が120,000円で、4期均等に納付すると仮定する。1期当たりの税額はいくらか。  
ア：10,000円。  
イ：30,000円。  
ウ：40,000円。  
エ：120,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：12回割ではない。  
イ： $120,000円 \div 4 = 30,000円$ 。  
ウ：3回割ではない。  
エ：年税額そのものではない。  
総合解説：実際の端数配分は自治体通知に従う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q067

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：標準

問題：給与所得者が給与以外の所得も有する場合、その給与以外の所得に対する住民税の納付方法について最も適切な説明はどれか。

ア：給与以外の所得は必ず非課税。

イ：給与以外の所得は必ず年金から徴収する。

ウ：申告内容や自治体の取扱いにより、給与特別徴収に合算する場合や普通徴収とする場合がある。

エ：給与以外の所得があれば給与分も含め全額免除される。

答え・解説

正答：ウ

ア：課税対象となり得る。

イ：年金特別徴収とは別である。

ウ：給与以外の所得の徴収方法には申告上の選択や法令上の取扱いが関係する。

エ：免除制度ではない。

総合解説：所得と徴収方法の組合せを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q068

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度：標準

問題：1月1日にA市に住所があり、その後B市へ転居した者にA市から普通徴収の納税通知書が届いた。この場合の納付先として原則正しいものはどれか。

ア：B市へ自動的に全額切り替わる。

イ：国税庁へ納付する。

ウ：転居したため納付不要。

エ：A市。

答え・解説

正答：エ

ア：年度途中転居で課税地は変わらない。

イ：地方税である。

ウ：納税義務は残る。

エ：年度分の課税自治体は1月1日住所地であるため、転居後もA市へ納付する。

総合解説：賦課期日と徴収先を結び付ける。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q069

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度 : 応用

問題 : 所得税の確定申告義務がない者でも、個人住民税の申告が必要となる場合について最も適切な説明はどれか。

ア : 所得状況や控除適用等により、住民税申告が必要となる場合がある。

イ : 所得税申告義務がなければ住民税申告も法律上絶対に不要。

ウ : 住民税申告は法人だけの制度。

エ : 普通徴収者は申告できない。

答え・解説

正答 : ア

ア : 所得税と住民税では申告義務の範囲が完全には一致しない。

イ : 住民税独自申告があり得る。

ウ : 個人にもある。

エ : 普通徴収でも申告が関係する。

総合解説 : 申告資料に基づき自治体が賦課決定する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q070

個人住民税の徴収 &gt; 普通徴収 | 難易度 : 応用

問題 : 普通徴収による個人住民税の一般的な流れとして最も適切なものはどれか。

ア : 勤務先が年12回で必ず徴収する。

イ : 前年所得等を申告資料等で把握し、市町村が税額を賦課決定して納税通知書を送り、納税者が各納期に納付する。

ウ : 年金保険者が全納税者から徴収する。

エ : 納税者が税率を自由設定して納付する。

答え・解説

正答 : イ

ア : 給与特別徴収である。

イ : 普通徴収は自治体の賦課決定と納税者本人の納付から成る。

ウ : 年金特別徴収対象者に限る制度である。

エ : 税率選択制ではない。

総合解説 : 賦課・通知・納付の順序を整理する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q071 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：基礎

問題：給与所得に係る個人住民税の特別徴収として最も適切な説明はどれか。

ア：納税者が年4回納付書で納めるだけ。

イ：年金保険者が給与から差し引く。

ウ：給与支払者が毎月の給与から税額を差し引き、市町村へ納入する。

エ：国税庁が法人税から差し引く。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：普通徴収である。

イ：年金支払者ではない。

ウ：給与支払者が特別徴収義務者として徴収・納入する。

エ：法人税とは別である。

総合解説：納税義務者と特別徴収義務者を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q072 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：基礎

問題：給与からの個人住民税特別徴収は通常、何月から何月までの12回に分けて行うか。

ア：1月から12月まで。

イ：4月から翌年3月まで。

ウ：10月から翌年9月まで。

エ：6月から翌年5月まで。

## 答え・解説 正答：エ

ア：暦年ではない。

イ：年度の4月始まりではない。

ウ：10月始まりではない。

エ：給与特別徴収は6月から翌年5月までの12回が基本である。

総合解説：住民税の年度徴収サイクルを押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q073 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：標準

問題：給与から差し引いた個人住民税の特別徴収税額について、特別徴収義務者の一般的な納期限はいつか。

- ア：徴収した月の翌月10日まで。
- イ：徴収した月の当日中。
- ウ：翌年3月15日まで。
- エ：事業年度終了後2か月以内。

## 答え・解説 正答：ア

ア：給与特別徴収税額は原則翌月10日までに市町村へ納入する。  
イ：即日ではない。  
ウ：所得税確定申告期限ではない。  
エ：法人住民税確定申告期限ではない。  
総合解説：徴収月と納入月を1か月ずらして覚える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q074 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：標準

問題：給与特別徴収の年税額が120,000円で、12回均等徴収すると仮定する。1か月当たりの徴収額はいくらか。

- ア：30,000円。
- イ：10,000円。
- ウ：12,000円。
- エ：120,000円。

## 答え・解説 正答：イ

ア：普通徴収4期の例と混同している。  
イ： $120,000円 \div 12 = 10,000円$ 。  
ウ：10回割ではない。  
エ：年税額そのものである。  
総合解説：実際の端数は初月等で調整される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q075 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：標準

問題：給与特別徴収税額の納期の特例について最も適切なものはどれか。

ア：従業員数に関係なく自動的に全社が年2回となる。

イ：常時100人以上だけが利用できる。

ウ：常時10人未満の給与受給者を雇用する特別徴収義務者は、申請・承認により年12回の納入を年2回にできる場合がある。

エ：納期特例を受けると税額自体が半額になる。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：自動適用ではない。

イ：人数要件が逆である。

ウ：一定の小規模事業者には納期の特例がある。

エ：納入回数の特例であり税額減免ではない。

総合解説：特別徴収税額の納付時期と税額を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q076 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：基礎

問題：公的年金から個人住民税を特別徴収する対象者の基本的な年齢要件として最も適切なものはどれか。

ア：当該年度の1月1日に20歳以上なら全員。

イ：年齢要件は一切ない。

ウ：必ず75歳以上であること。

エ：当該年度の4月1日に65歳以上であること。

## 答え・解説 正答：エ

ア：20歳以上全員ではない。

イ：年齢要件がある。

ウ：75歳以上限定ではない。

エ：公的年金特別徴収は4月1日時点65歳以上の一定の年金受給者が対象である。

総合解説：給与特別徴収とは対象判定が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q077 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：標準

問題：公的年金からの住民税特別徴収について、老齢基礎年金等の年間受給額がいくら未満の場合、対象外となるのが原則か。

- ア：18万円未満。
- イ：6万円未満。
- ウ：45万円未満。
- エ：110万円未満。

## 答え・解説 正答：ア

ア：年間18万円未満の者は年金特別徴収の対象外となる。  
イ：基準額ではない。  
ウ：住民税非課税限度等と混同している。  
エ：給与収入非課税例と混同している。  
総合解説：年齢要件と年金額要件を同時に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q078 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：応用

問題：障害年金・遺族年金から個人住民税を特別徴収することについて最も適切な説明はどれか。

- ア：必ず給与特別徴収として差し引く。
- イ：これらは非課税年金であり、住民税の年金特別徴収の対象とはならない。
- ウ：どちらも課税年金として10%徴収する。
- エ：年金特別徴収の対象税額は障害年金所得だけから計算する。

## 答え・解説 正答：イ

ア：給与ではない。  
イ：障害年金・遺族年金は非課税で特別徴収対象外である。  
ウ：課税年金ではない。  
エ：対象所得にならない。  
総合解説：課税される公的年金と非課税年金を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q079 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：標準

問題：新たに公的年金からの住民税特別徴収の対象となった初年度の徴収方法として最も適切なものはどれか。

ア：初年度から4月・6月・8月だけで全額徴収する。

イ：初年度は一切徴収しない。

ウ：年税額の一定部分を普通徴収1・2期で納め、残額を10月・12月・翌2月の年金から特別徴収する。

エ：給与からだけ徴収する。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：初年度の仮徴収はない。

イ：非徴収ではない。

ウ：初年度は上半期を普通徴収、下半期を年金特別徴収とする仕組みである。

エ：給与特別徴収とは別である。

総合解説：継続年度の仮徴収と区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q080 個人住民税の徴収 &gt; 給与・年金からの特別徴収 | 難易度：応用

問題：給与特別徴収と公的年金特別徴収を比較した説明として最も適切なものはどれか。

ア：両者とも年4回の納付書納付だけ。

イ：年金特別徴収はすべての年齢の年金受給者が対象。

ウ：給与特別徴収は年金保険者が行う。

エ：給与特別徴収は原則6月～翌5月の毎月給与から、年金特別徴収は一定の65歳以上の年金受給者について年金支給月を用いて徴収する。

## 答え・解説 正答：エ

ア：普通徴収の説明である。

イ：年齢要件がある。

ウ：給与支払者が行う。

エ：徴収義務者・対象者・徴収月が異なる。

総合解説：特別徴収という共通名でも制度設計は異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q081 個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：基礎

問題：退職手当等に係る個人住民税の課税時期として最も適切なものはどれか。  
ア：退職手当等の支払を受ける際に、他の所得と分離して特別徴収する。  
イ：翌年度の普通徴収だけで課税する。  
ウ：退職から5年後に課税する。  
エ：退職所得は住民税非課税。

## 答え・解説 正答：ア

ア：退職所得は前年所得課税の例外として支払時に分離課税・特別徴収される。  
イ：現年課税の特例がある。  
ウ：5年後ではない。  
エ：課税対象である。  
総合解説：退職所得は住民税の前年所得課税原則の重要な例外である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q082 個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：標準

問題：退職所得に係る個人住民税所得割の標準税率として正しい組合せはどれか。  
ア：市町村民税8%、道府県民税2%が全国一律。  
イ：市町村民税6%、道府県民税4%。  
ウ：市町村民税3%、道府県民税1%。  
エ：合計5%。

## 答え・解説 正答：イ

ア：指定都市の総合課税内訳と混同しない。  
イ：退職所得の分離課税では標準的に市町村民税6%・道府県民税4%を用いる。  
ウ：均等割と混同している。  
エ：合計10%である。  
総合解説：退職所得の税率は分離課税特例として確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q083 個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：標準

問題：一般の退職手当等について、退職手当収入10,000,000円、退職所得控除6,000,000円で、1/2課税の適用がある。退職所得金額はいくらか。

- ア：4,000,000円。
- イ：5,000,000円。
- ウ：2,000,000円。
- エ：8,000,000円。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：1/2課税をしていない。  
イ：控除前額の半分である。  
ウ： $(10,000,000円 - 6,000,000円) \times 1/2 = 2,000,000円$ 。  
エ：計算式と異なる。  
総合解説：特定役員退職手当等や短期退職手当等には例外がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q084 個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：標準

問題：役員等勤続年数5年以下に対応する特定役員退職手当等の退職所得計算について最も適切な説明はどれか。

- ア：必ず1/4課税にする。
- イ：退職所得控除も一切認めない。
- ウ：住民税そのものが非課税になる。
- エ：原則として退職所得控除後の残額に1/2を乗じる計算を適用しない。

## 答え・解説 正答：エ

ア：1/4制度ではない。  
イ：退職所得控除は計算に用いる。  
ウ：非課税ではない。  
エ：特定役員退職手当等には1/2課税を適用しない。  
総合解説：一般退職手当等との違いを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q085

個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：標準

問題：退職所得に係る住民税の特別徴収義務者として原則最も適切な者はどれか。

ア：退職手当等を支払う者。

イ：退職者本人だけ。

ウ：年金保険者だけ。

エ：退職者の住所地の税務署長。

答え・解説

正答：ア

ア：退職手当支払者が支払時に住民税を特別徴収する。

イ：本人の普通徴収ではない。

ウ：年金特別徴収ではない。

エ：国税の税務署ではなく地方税である。

総合解説：支払者徴収という源泉的仕組みを理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q086

個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：標準

問題：個人が土地・建物を譲渡した場合の住民税所得割について最も適切な説明はどれか。

ア：給与所得と必ず合算して一律10%だけ。

イ：一定の譲渡所得は他の総合課税所得と分離して、長期・短期等の区分に応じた税率で課税される。

ウ：土地建物譲渡所得は住民税では常に非課税。

エ：均等割だけが課される。

答え・解説

正答：イ

ア：総合課税だけではない。

イ：土地建物等の譲渡所得には分離課税の特例がある。

ウ：課税対象となる。

エ：所得割も生じ得る。

総合解説：保有期間等による税率区分を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q087

個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：標準

問題：個人の株式等の譲渡所得等に対する住民税について最も適切な説明はどれか。

ア：必ず給与所得へ合算する。

イ：株式譲渡益は地方税法上すべて非課税。

ウ：法定の特例により、他の所得と分離して課税される。

エ：法人住民税として課税する。

答え・解説

正答：ウ

ア：総合課税に限らない。

イ：課税対象となる場合がある。

ウ：株式等の譲渡所得には申告分離課税等の特例がある。

エ：個人住民税の論点である。

総合解説：金融所得の課税方式と申告有無を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q088

個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：応用

問題：上場株式等の配当所得について、個人住民税の課税方式として最も適切な説明はどれか。

ア：住民税では所得税と無関係に必ず別方式を自由選択できる。

イ：上場株式配当は住民税では必ず課税対象外。

ウ：必ず退職所得として扱う。

エ：申告する場合には総合課税又は申告分離課税など、所得税で選択した課税方式が住民税にも連動する。

答え・解説

正答：エ

ア：異なる方式選択はできない。

イ：課税され得る。

ウ：退職所得ではない。

エ：令和6年度以降、所得税と住民税の課税方式は一致する。

総合解説：申告不要を含む金融所得課税の現行ルールに注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q089

個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：応用

問題：一定の先物取引に係る雑所得等の個人住民税について最も適切な説明はどれか。

ア：他の所得と分離して課税する特例がある。

イ：必ず給与所得に含める。

ウ：均等割だけで所得割は課さない。

エ：法人税割として計算する。

答え・解説

正答：ア

ア：先物取引に係る雑所得等には申告分離課税の特例がある。

イ：給与所得ではない。

ウ：所得割課税がある。

エ：個人への法人税割ではない。

総合解説：分離課税対象となる所得類型を整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q090

個人住民税の徴収 &gt; 退職所得・分離課税 | 難易度：応用

問題：個人住民税の徴収方法と課税方式の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：すべての所得を普通徴収年4回だけで徴収する。

イ：給与所得は給与特別徴収が原則、一定の年金所得は年金特別徴収、事業所得等は普通徴収が基本で、退職所得は支払時の分離課税・特別徴収となる。

ウ：退職所得も翌年度の給与特別徴収だけ。

エ：年金所得は年齢に関係なく必ず給与支払者が徴収する。

答え・解説

正答：イ

ア：特別徴収制度がある。

イ：所得種類により徴収時期・徴収義務者・課税方式が異なる。

ウ：退職所得は現年特別徴収である。

エ：年金保険者による制度である。

総合解説：徴収方法と課税方式を同時に整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q091 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 基礎

問題 : 法人住民税の法人税割の基本的な計算構造として最も適切なものはどれか。  
ア : 国税である法人税額を基礎とする課税標準に、条例で定める法人税割率を乗じて計算する。  
イ : 売上高に均等割率を乗じる。  
ウ : 従業者数だけで税額を決める。  
エ : 資本金額だけで税額を決める。

## 答え・解説 正答 : ア

ア : 法人税割は法人税額を基礎に計算する。  
イ : 売上高課税ではない。  
ウ : 従業者数は分割基準等で用いる。  
エ : 資本金は税率判定等に関係するが課税標準のものではない。  
総合解説 : 法人税割と均等割の算定基礎を区別する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q092 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 基礎

問題 : 令和元年10月1日以後開始事業年度に係る法人市民税法人税割の地方税法上の標準税率として正しいものはどれか。  
ア : 1.0%。  
イ : 6.0%。  
ウ : 8.2%。  
エ : 10.0%。

## 答え・解説 正答 : イ

ア : 法人県民税法人税割の標準税率である。  
イ : 法人市民税法人税割の標準税率は6.0%である。  
ウ : 大阪市の一定法人に適用される超過税率である。  
エ : 標準税率ではない。  
総合解説 : 標準税率と自治体独自の超過税率を区別する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q093

法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度：基礎

問題：法人県民税の法人税割について、現行の標準税率として正しいものはどれか。

- ア：6.0%。
- イ：8.2%。
- ウ：1.0%。
- エ：5.0%。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人市民税法人税割の標準税率である。  
イ：大阪市法人市民税の超過税率例である。  
ウ：法人県民税法人税割の標準税率は1.0%である。  
エ：配当割等の税率と混同している。  
総合解説：市町村民税と道府県民税の法人税割率は異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q094

法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度：基礎

問題：大阪市の法人市民税法人税割について、標準税率6.0%を超える8.2%が適用される法人がある。この8.2%の性質として最も適切なものはどれか。

- ア：全国一律の標準税率。
- イ：均等割の年額。
- ウ：県民税利子割の税率。
- エ：条例に基づく超過税率。

答え・解説

正答：エ

ア：標準税率は6.0%である。  
イ：均等割とは別である。  
ウ：利子割は個人県民税の特則である。  
エ：大阪시는一定法人に法人税割8.2%の超過税率を適用している。  
総合解説：自治体具体例の税率を全国標準と誤認しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q095 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 標準

問題 : 法人市民税法人税割の分割後課税標準が10,000,000円で、標準税率6.0%を適用とする。税額控除はない。法人税割額はいくらか。

- ア : 600,000円。  
イ : 60,000円。  
ウ : 1,000,000円。  
エ : 6,000,000円。

## 答え・解説 正答 : ア

ア :  $10,000,000円 \times 6.0\% = 600,000円$ 。  
イ : 0.6%計算である。  
ウ : 10%計算である。  
エ : 60%計算である。  
総合解説 : 課税標準  $\times$  税率で計算する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q096 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 標準

問題 : ある法人について、県民税法人税割の課税標準が20,000,000円である。標準税率1.0%、税額控除なしとした場合の県民税法人税割額はいくらか。

- ア : 20,000円。  
イ : 200,000円。  
ウ : 1,200,000円。  
エ : 2,000,000円。

## 答え・解説 正答 : イ

ア : 0.1%計算である。  
イ :  $20,000,000円 \times 1.0\% = 200,000円$ 。  
ウ : 6%計算である。  
エ : 10%計算である。  
総合解説 : 道府県民税側の税率を用いる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q097

法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 基礎

問題 : 課税標準となる法人税額が0円で、法人住民税の税額控除等の特殊事情もない法人について、法人税割として最も適切なものはどれか。

ア : 法人税割も均等割も必ず0円。

イ : 法人税割は資本金額の10%になる。

ウ : 法人税割は原則0円となるが、均等割は別途課税され得る。

エ : 法人税割は従業者数だけで算定する。

答え・解説

正答 : ウ

ア : 均等割は所得の有無にかかわらず課税され得る。

イ : そのような算式ではない。

ウ : 法人税割は法人税額を基礎にするため、課税標準0なら通常0となる。

エ : 従業者数は分割等の基準である。

総合解説 : 赤字法人では法人税割と均等割を分けて判定する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q098

法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 標準

問題 : 2以上の市町村に事務所・事業所を有する法人の法人市民税法人税割について最も適切な説明はどれか。

ア : 本店所在地に全額を課税する。

イ : 売上高だけで一律按分する。

ウ : 各市町村が同じ法人税額全額に税率を掛ける。

エ : 課税標準となる法人税額を、原則として従業者数を基準に市町村ごとへ按分して計算する。

答え・解説

正答 : エ

ア : 本店だけに集中させない。

イ : 基本分割基準は従業者数である。

ウ : 二重に全額課税しない。

エ : 法人市民税法人税割は複数市町村間で従業者数による分割を行う。

総合解説 : 分割後課税標準を各自治体の税率へ適用する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q099 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度：標準

問題：課税標準となる法人税額12,000,000円、全事務所の分割基準従業者数120人、A市の従業者数30人とする。A市の分割課税標準はいくらか。

- ア：3,000,000円。
- イ：1,000,000円。
- ウ：4,000,000円。
- エ：9,000,000円。

## 答え・解説 正答：ア

ア：12,000,000円  $\times$  30/120 = 3,000,000円。  
イ：比率計算が異なる。  
ウ：3分の1ではない。  
エ：A市以外の部分に近い。  
総合解説：分割基準は分母と分子を正確に置く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q100 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度：標準

問題：1年決算法人の法人市民税の予定申告における法人税割額の基本的な算式として最も適切なものはどれか。

- ア：前事業年度の均等割額  $\times$  12。
- イ：前事業年度の法人税割額  $\times$  6  $\div$  前事業年度の月数。
- ウ：当期売上高  $\times$  6%。
- エ：前事業年度の従業者数  $\times$  1万円。

## 答え・解説 正答：イ

ア：均等割は別計算である。  
イ：予定申告は前事業年度法人税割額を基礎に6か月相当額を計算する。  
ウ：売上高基準ではない。  
エ：従業者数だけで税額を算定しない。  
総合解説：予定申告と仮決算中間申告を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q101 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 標準

問題 : 前事業年度の法人市民税法人税割額が1,200,000円、前事業年度の月数が12か月である。一般的な予定申告法人税割額はいくらか。

- ア : 100,000円。
- イ : 1,200,000円。
- ウ : 600,000円。
- エ : 2,400,000円。

## 答え・解説 正答 : ウ

ア : 1か月分である。  
イ : 前年度年額そのものである。  
ウ :  $1,200,000円 \times 6 \div 12 = 600,000円$ 。  
エ : 倍額である。  
総合解説 : 予定申告では概ね半期相当額を計算する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q102 法人住民税 &gt; 法人税割 | 難易度 : 応用

問題 : 法人住民税の法人税割を計算する基本順序として最も適切なものはどれか。

- ア : 均等割年額を課税標準として法人税割率を掛ける。
- イ : 従業者数だけで法人税割額を直接決める。
- ウ : 自治体ごとの税率を確認せず全国一律8.2%を適用する。
- エ : 法人税額を基礎に課税標準を確定し、複数自治体なら分割基準で按分し、自治体の税率と税額控除を適用する。

## 答え・解説 正答 : エ

ア : 均等割とは別である。  
イ : 従業者数は按分要素である。  
ウ : 8.2%は大阪市の超過税率例である。  
エ : 法人税割は課税標準 → 分割 → 税率 → 税額控除の順に計算する。  
総合解説 : 標準税率と条例税率の違いも確認する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q103 法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度：基礎

問題：法人住民税の均等割の性質として最も適切なものはどれか。

ア：所得や法人税額の多寡に直接比例せず、資本金等の額や従業者数等に応じた定額負担である。

イ：法人税額に一律6%を掛ける税である。

ウ：売上高だけに比例する税である。

エ：赤字法人には法律上必ず課税できない。

## 答え・解説 正答：ア

ア：法人均等割は法人規模等に応じる定額税である。

イ：法人税割の説明である。

ウ：売上比例ではない。

エ：赤字でも課税され得る。

総合解説：法人税割との違いを明確にする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q104 法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度：基礎

問題：法人市民税均等割の税率区分を判定する主要な要素として正しい組合せはどれか。

ア：法人税額と売上高だけ。

イ：資本金等の額と従業者数。

ウ：役員年齢と設立年。

エ：土地面積と借入金額。

## 答え・解説 正答：イ

ア：法人税割と混同している。

イ：法人市民税均等割は資本金等の額と従業者数で税率区分を行う。

ウ：無関係である。

エ：無関係である。

総合解説：基準日は申告区分により異なる場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q105

法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度 : 基礎

問題 : 大阪市で、資本金等の額1,000万円以下、従業者数50人以下の法人について、1区当たりの法人市民税均等割年額として示されている額はいくらか。

- ア : 120,000円。
- イ : 130,000円。
- ウ : 50,000円。
- エ : 300,000円。

答え・解説

正答 : ウ

ア : 同じ資本金区分で50人超等の額である。  
イ : 別資本金区分である。  
ウ : 大阪市の当該区分の均等割年額は5万円である。  
エ : 大規模法人の区分である。  
総合解説 : これは大阪市の具体例であり、条例税率として扱う。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q106

法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度 : 標準

問題 : 大阪市の法人市民税均等割で、資本金等の額1,000万円以下の法人について従業者数50人以下と50人超を比較した説明として正しいものはどれか。

- ア : 50人超になると均等割は非課税になる。
- イ : 従業者数は均等割に一切影響しない。
- ウ : 50人超なら法人税割だけが消滅する。
- エ : 50人超になると、同じ資本金等区分でも均等割年額が高くなる。

答え・解説

正答 : エ

ア : 非課税化ではない。  
イ : 従業者数も判定要素である。  
ウ : 法人税割とは別論点である。  
エ : 均等割は資本金等と従業者数の組合せで区分される。  
総合解説 : 50人という区分境界を確認する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

## Q107 法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度：標準

問題：法人市民税均等割の年額が120,000円で、当該自治体に事務所を有していた期間が9か月である。単純化して月割計算すると均等割額はいくらか。

- ア：90,000円。
- イ：30,000円。
- ウ：120,000円。
- エ：160,000円。

## 答え・解説 正答：ア

ア：120,000円×9/12＝90,000円。

イ：3か月分である。

ウ：12か月分である。

エ：割増計算している。

総合解説：均等割は事務所等を有した月数に応じる月割がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q108 法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度：標準

問題：指定都市内の2つの区に事務所を有する法人の均等割について、一般的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：市全体で最も低い1区分だけを1回課す。
- イ：区ごとに資本金等・従業者数・月数に応じた均等割額を計算し、それらを合計する。
- ウ：区が複数なら均等割は免除される。
- エ：法人税額だけで均等割を決める。

## 答え・解説 正答：イ

ア：区ごとの課税関係がある。

イ：大阪市・横浜市等では区ごとに均等割額を算定し合計する。

ウ：免除制度ではない。

エ：法人税額は法人税割の基礎である。

総合解説：指定都市の区単位計算に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q109 法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度：標準

問題：法人税額が0円である法人が1年間事務所を有していた場合、法人住民税均等割について原則最も適切な説明はどれか。

- ア：法人税額0なら自動的に均等割も0。
- イ：均等割は法人税額の6%なので0。
- ウ：赤字・法人税額0でも均等割の納税義務は生じ得る。
- エ：赤字法人は地方税法上法人でなくなる。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：法人税割と混同している。  
イ：算式が異なる。  
ウ：均等割は所得に直接比例しないため赤字でも課税され得る。  
エ：法人格は失われない。  
総合解説：実務上の赤字法人でも均等割申告は重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q110 法人住民税 &gt; 均等割 | 難易度：応用

問題：法人住民税均等割の計算順序として最も適切なものはどれか。

- ア：法人税額へ6%を掛けて終わる。
- イ：売上高で按分して均等割を計算する。
- ウ：事務所の存在期間を無視して常に年額全額を課す。
- エ：資本金等の額と従業者数で年額区分を判定し、事務所等を有した月数で月割し、必要に応じ区・自治体ごとに合計する。

## 答え・解説 正答：エ

ア：法人税割の計算である。  
イ：売上基準ではない。  
ウ：月割がある。  
エ：均等割は規模区分と月数が中心である。  
総合解説：法人税割の分割基準と混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q111 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：基礎

問題：2以上の市町村に事務所等を有する法人の法人市民税法人税割について、原則的な分割基準はどれか。

- ア：従業者数。
- イ：売上高だけ。
- ウ：資本金額だけ。
- エ：土地面積だけ。

## 答え・解説 正答：ア

ア：法人市民税法人税割の課税標準は原則従業者数により分割する。  
イ：基本基準ではない。  
ウ：均等割区分等では資本金も関係するが分割基準ではない。  
エ：土地面積ではない。  
総合解説：算定期間末日の従業者数を基礎とする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q112 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：基礎

問題：法人市民税の分割基準となる従業者数について、通常の事務所等では原則どの時点の人数を用いるか。

- ア：事業年度開始日の人数だけ。
- イ：課税標準の算定期間の末日現在。
- ウ：前年1月1日の人数だけ。
- エ：法人設立日の人数だけ。

## 答え・解説 正答：イ

ア：開始日基準ではない。  
イ：通常は算定期間末日現在の従業者数を用いる。  
ウ：個人住民税の賦課期日と混同している。  
エ：設立日固定ではない。  
総合解説：中途新設・廃止事務所には月数調整がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q113 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：標準

問題：12か月事業年度の途中、期首から7か月経過後に新設した事務所があり、期末従業者数が24人、事務所存在月数が5か月とする。簡略化して分割基準従業者数を $24 \times 5/12$ で計算すると何人か。

- ア：5人。
- イ：24人。
- ウ：10人。
- エ：58人。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：計算が異なる。  
イ：月数按分していない。  
ウ： $24 \times 5/12 = 10$ 人。  
エ：比率を逆にしている。  
総合解説：中途新設事務所では存在月数による調整を行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q114 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：標準

問題：事業年度途中で事務所を廃止した場合の法人市民税分割基準従業者数について最も適切な説明はどれか。

- ア：期末に存在しないため必ず0人とする。
- イ：全期間存在したものとして必ず12か月分とする。
- ウ：本店の従業者数へ無条件で全員加算する。
- エ：廃止前の所定時点の従業者数を基礎に、事務所が存在した月数等で調整する。

## 答え・解説 正答：エ

ア：単純0人ではない。  
イ：存在月数を考慮する。  
ウ：本店への自動移管ではない。  
エ：中途廃止事務所にも期間按分のルールがある。  
総合解説：新設・廃止とも期間調整を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q115 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：基礎

問題：法人市民税の確定申告・納付期限として原則正しいものはどれか。

ア：事業年度終了の日の翌日から2か月以内。

イ：事業年度終了日の翌日から10日以内。

ウ：翌年3月15日まで。

エ：事業年度終了から1年以内なら自由。

## 答え・解説 正答：ア

ア：法人市民税の確定申告・納付は原則2か月以内である。

イ：短すぎる。

ウ：個人所得税の期限と混同している。

エ：自由な1年期限ではない。

総合解説：法人税の申告期限延長特例との関係もある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q116 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：標準

問題：一般的な1年決算法人の法人市民税中間申告について、基本的な申告納付時期として最も適切なものはどれか。

ア：事業年度開始日当日。

イ：事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内。

ウ：事業年度終了後6か月以内。

エ：毎月10日。

## 答え・解説 正答：イ

ア：開始日当日ではない。

イ：中間申告は事業年度前半6か月経過後の所定期限までに行う。

ウ：確定申告後ではない。

エ：給与特別徴収期限と混同している。

総合解説：予定申告又は仮決算中間申告の方法がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q117 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：標準

問題：確定した法人市民税の年税額が1,000,000円で、中間申告時に400,000円を納付済みである。追加で納付すべき額はいくらか。還付等の特殊事情はない。

- ア：400,000円。
- イ：1,000,000円。
- ウ：600,000円。
- エ：1,400,000円。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：中間納付額そのものである。  
イ：中間納付を控除していない。  
ウ：1,000,000円 - 400,000円 = 600,000円。  
エ：加算している。  
総合解説：確定申告では中間納付済額を差し引く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q118 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：応用

問題：複数の市町村に事務所等を有する法人の法人市民税申告について最も適切な説明はどれか。

- ア：本店所在地の市に全自治体分を一本化して納めれば必ず足りる。
- イ：法人税申告を国へ出せば地方税申告は一切不要。
- ウ：最も従業者数の多い市だけへ申告する。
- エ：分割基準に基づく各市町村分の法人税割等を、それぞれの課税自治体に申告納付する。

## 答え・解説 正答：エ

ア：各自治体の課税権がある。  
イ：国税申告とは別である。  
ウ：一自治体だけではない。  
エ：法人住民税は事務所等所在地ごとの地方公共団体へ申告納付する。  
総合解説：eLTAX等を用いる場合でも課税団体ごとの申告内容を作る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q119 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：標準

問題：法人税で申告期限の延長特例が認められ、それに連動して法人市民税の申告期限も延長された場合について最も適切な説明はどれか。

ア：申告期限は延長されても、延滞金計算上の法定納期限との関係から見込納付を行う実務がある。

イ：申告期限が延びれば納付遅延に関する問題は常に一切生じない。

ウ：延長特例を受けると法人市民税が免除される。

エ：延長中は均等割が消滅する。

## 答え・解説 正答：ア

ア：横浜市は申告期限延長時でも延滞金計算との関係から見込納付が通例と案内している。

イ：延長と納付負担は完全同一ではない。

ウ：免除制度ではない。

エ：均等割は別に存在する。

総合解説：申告期限と納期限・延滞金の関係に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q120 法人住民税 &gt; 分割基準・申告納付 | 難易度：応用

問題：複数自治体に事務所等を有する法人の法人住民税計算・申告の順序として最も適切なものはどれか。

ア：法人税額全額を各自治体へ二重に課税し、均等割は無視する。

イ：法人税割の課税標準に従業者数で分割し、各自治体の税率を適用し、均等割を規模・月数で計算し、所定期限までに各自治体へ申告納付する。

ウ：均等割だけを本店所在地へ納めれば完了する。

エ：事務所所在地を確認せず全国一律に一件だけ申告する。

## 答え・解説 正答：イ

ア：二重課税を避けるため分割する。

イ：分割課税標準、条例税率、均等割、申告先を順に処理する。

ウ：法人税割もある。

エ：所在地ごとの課税関係がある。

総合解説：法人住民税の総合問題では分割と月割の両方が出やすい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q121 道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：基礎

問題：道府県民税利子割の納税義務者として最も適切なものはどれか。

ア：利子等を受ける法人すべて。

イ：金融機関等だけで個人は納税義務者にならない。

ウ：道府県内に所在する金融機関等の営業所等を通じて利子等の支払を受ける個人。

エ：国外の非居住者が国内外を問わず受けるすべての利子。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：現行利子割は個人が対象である。

イ：金融機関等は特別徴収義務者となる。

ウ：令和8年度出題ポイントは営業所等を通じて利子等の支払を受ける個人を納税義務者とする。

エ：非居住者の一定利子等は課税されない。

総合解説：利子割は住所地ではなく支払取扱営業所等との関係が特徴である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q122 道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：標準

問題：非居住者が利子等の支払を受ける場合の道府県民税利子割について、令和8年度出題ポイントに沿う説明として正しいものはどれか。

ア：非居住者には税率10%で利子割を課す。

イ：非居住者だけに均等割を課す。

ウ：非居住者の利子は法人税割として扱う。

エ：非居住者が支払を受ける利子等には利子割を課さない。

## 答え・解説 正答：エ

ア：5%課税の対象ではない。

イ：均等割の話ではない。

ウ：法人税割ではない。

エ：公式出題ポイントは非居住者の利子等を利子割の対象外とする。

総合解説：居住者・非居住者の区別を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q123

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：基礎

問題：道府県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割の現行税率について正しいものはどれか。

ア：いずれも5%。

イ：利子割1%、配当割3%、株式等譲渡所得割5%。

ウ：いずれも10%。

エ：いずれも6%。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年度出題ポイントは三つの割の税率をいずれも5%とする。

イ：税率は統一5%である。

ウ：10%ではない。

エ：6%ではない。

総合解説：所得税・復興特別所得税の15.315%とは別に住民税5%が徴収される場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q124

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：標準

問題：利子割の特別徴収義務者が利子等の支払時に徴収した利子割の一般的な納入期限はいつか。

ア：徴収した年の翌年3月15日まで。

イ：徴収した月の翌月10日まで。

ウ：毎年1月1日まで。

エ：支払から2年以内。

答え・解説

正答：イ

ア：所得税申告期限ではない。

イ：利子割は徴収日の属する月の翌月10日までに道府県へ納入する。

ウ：そのような期限ではない。

エ：2年ではない。

総合解説：配当割の通常支払分も翌月10日が基本である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q125

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：標準

問題：特定配当等に係る道府県民税配当割の納税義務者の住所判定時点として原則正しいものはどれか。

- ア：前年12月31日だけ。
- イ：必ずその年1月1日。
- ウ：その特定配当等の支払を受けるべき日現在。
- エ：配当申告書提出日。

答え・解説

正答：ウ

ア：一律前年末ではない。  
イ：源泉徴収選択口座内配当等には1月1日住所の特則がある。  
ウ：通常の特定配当等では支払を受けるべき日現在の住所地で納税義務を判定する。  
エ：申告日ではない。  
総合解説：通常配当と源泉徴収選択口座内配当を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q126

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：標準

問題：道府県民税株式等譲渡所得割の納税義務者の住所判定について正しいものはどれか。

- ア：譲渡契約締結日の住所地だけ。
- イ：年末12月31日の住所地。
- ウ：証券会社本店所在地。
- エ：特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所地。

答え・解説

正答：エ

ア：契約日基準ではない。  
イ：年末基準ではない。  
ウ：証券会社本店所在地ではない。  
エ：株式等譲渡所得割は支払を受ける年の1月1日現在住所で判定する。  
総合解説：配当割通常分との時点差が頻出である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q127

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：基礎

問題：源泉徴収選択口座に係る株式等譲渡所得割について、金融商品取引業者等の一般的な納入期限として正しいものはどれか。

ア：徴収した年の翌年1月10日まで。

イ：各譲渡月の翌月10日まで。

ウ：翌年3月15日まで。

エ：事業年度終了後2か月以内。

答え・解説

正答：ア

ア：株式等譲渡所得割は原則として徴収年の翌年1月10日までに納入する。

イ：利子割の通常納入期限と混同している。

ウ：所得税確定申告期限ではない。

エ：法人税の申告期限ではない。

総合解説：特定口座廃止等には別の期限がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q128

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：応用

問題：源泉徴収口座内で後の譲渡により通算所得金額が直前の通算所得金額を下回った場合の株式等譲渡所得割について最も適切な説明はどれか。

ア：損失が出ても一切調整しない。

イ：その減少部分に5%を乗じた金額に相当する株式等譲渡所得割を、その都度還付する仕組みがある。

ウ：減少部分に10%を乗じて追加徴収する。

エ：配当割へ自動振替するだけで還付しない。

答え・解説

正答：イ

ア：口座内通算を反映する。

イ：令和8年度出題ポイントは源泉徴収口座内の損失発生時の還付を示している。

ウ：追加徴収ではない。

エ：還付制度がある。

総合解説：源泉徴収口座内の年間通算と徴収税額調整を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q129

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：標準

問題：申告した特定配当等に係る配当割額が50,000円で、その全額が所得割から控除対象になるとする。道府県民税所得割と市町村民税所得割への控除額の組合せとして正しいものはどれか。

ア：道府県民税30,000円、市町村民税20,000円。

イ：道府県民税25,000円、市町村民税25,000円。

ウ：道府県民税20,000円、市町村民税30,000円。

エ：道府県民税50,000円、市町村民税0円。

答え・解説

正答：ウ

ア：比率が逆である。

イ：均等分ではない。

ウ：控除対象額の5分の2を道府県民税、5分の3を市町村民税から控除するため、2万円・3万円となる。

エ：全額県民税ではない。

総合解説：配当割額・株式等譲渡所得割額控除の配分比率を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q130

道府県民税特則・総合 &gt; 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | 難易度：応用

問題：申告により配当割額又は株式等譲渡所得割額を所得割から控除する場合、所得割額から控除しきれない金額が生じたときの取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：控除不足額は必ず消滅する。

イ：翌年の法人税割へだけ繰越す。

ウ：道府県が均等割を倍額にする。

エ：市町村がその控除しきれない額を還付し、又は未納の地方団体徴収金へ充当する。

答え・解説

正答：エ

ア：失効させない。

イ：法人税割への繰越ではない。

ウ：均等割増額ではない。

エ：公式出題ポイントは控除不足額の還付又は未納徴収金への充当を定める。

総合解説：源泉段階税額と申告所得割の二重負担を調整する制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q131

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：基礎

問題：個人住民税の寄附金税額控除の対象となり得る寄附金として最も適切なものはどれか。

ア：都道府県・市区町村への寄附、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部への寄附、条例指定寄附金等。

イ：営利企業の商品購入代金すべて。

ウ：個人的な貸付金。

エ：税金の納付額そのもの。

答え・解説

正答：ア

ア：法令・条例で定められた寄附金が税額控除対象となる。

イ：対価性ある購入ではない。

ウ：貸付は寄附ではない。

エ：納税は寄附ではない。

総合解説：対象寄附の種類により基本控除・特例控除等が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q132

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：基礎

問題：ふるさと寄附金について、所得税・住民税の控除対象となる基本的な自己負担相当額として正しいものはどれか。

ア：500円。

イ：2,000円。

ウ：5,000円。

エ：10,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：500円ではない。

イ：都道府県・市区町村への寄附は2,000円を超える部分が控除計算の対象となる。

ウ：5,000円ではない。

エ：1万円ではない。

総合解説：上限内の寄附であっても原則2,000円は自己負担となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q133

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：標準

問題：ふるさと寄附金50,000円について、住民税の基本控除の対象額上限に抵触しないものとし、標準的な基本控除率合計10%を用いる。基本控除額はいくらか。

- ア：5,000円。
- イ：48,000円。
- ウ：4,800円。
- エ：2,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：2,000円控除を反映していない。  
イ：控除対象額そのものである。  
ウ： $(50,000円 - 2,000円) \times 10\% = 4,800円$ 。  
エ：自己負担額である。  
総合解説：指定都市では市民税8%・府民税2%など内訳が異なっても合計10%となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q134

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：標準

問題：ふるさと寄附金の住民税特例控除額について、一般的な上限として最も適切なものはどれか。

- ア：均等割額の100%。
- イ：給与収入額の50%。
- ウ：法人税額の20%。
- エ：個人住民税所得割額の20%。

答え・解説

正答：エ

ア：均等割基準ではない。  
イ：給与収入基準ではない。  
ウ：個人住民税の制度である。  
エ：ふるさと納税の特例控除には所得割額の20%相当の上限がある。  
総合解説：寄附額そのものだけでなく所得割額により上限が決まる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q135

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：標準

問題：ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するための寄附先団体数要件として原則正しいものはどれか。

ア：1年間の寄附先が5団体以内。

イ：1団体だけ。

ウ：10団体以内。

エ：団体数に制限はない。

答え・解説

正答：ア

ア：確定申告不要の給与所得者等で、寄附先5団体以内などの要件を満たす場合に利用できる。

イ：1団体限定ではない。

ウ：10団体ではない。

エ：団体数要件がある。

総合解説：同じ自治体へ複数回寄附しても団体数は1団体として数える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q136

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：標準

問題：ワンストップ特例の申請後に、医療費控除などのため所得税の確定申告を行った場合のふるさと納税控除について最も適切な説明はどれか。

ア：ワンストップ特例と確定申告の控除を二重に受けられる。

イ：ワンストップ特例は適用されないため、確定申告書にふるさと納税分も含めて申告する必要がある。

ウ：確定申告をするとふるさと納税控除は永久に受けられない。

エ：住民税へ何も記載しなくても自動的に二倍控除される。

答え・解説

正答：イ

ア：二重適用はない。

イ：確定申告を行う場合はワンストップ特例が無効となる。

ウ：確定申告で控除を受けられる。

エ：二倍控除ではない。

総合解説：申告する場合は寄附金情報を漏らさない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q137

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：標準

問題：2026年中に行ったふるさと寄附金について、個人住民税の税額控除が反映される年度として原則正しいものはどれか。

ア：2025年度。

イ：2026年度に遡って反映する。

ウ：2027年度の個人住民税。

エ：寄附から10年後だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：過年度ではない。

イ：住民税は前年所得等を基礎に翌年度課税する。

ウ：その年の寄附は翌年度の個人住民税から控除される。

エ：10年後ではない。

総合解説：所得税は寄附年分、住民税は翌年度という時差を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q138

道府県民税特則・総合 &gt; 寄附金税額控除 | 難易度：応用

問題：令和8年度住民税のふるさと寄附金特例控除額の算定方法について最も適切な説明はどれか。

ア：寄附金税額控除制度そのものが廃止された。

イ：自己負担額2,000円が廃止され0円になった。

ウ：特例控除の上限が所得割額の100%になった。

エ：所得税の基礎控除引上げに対応し、特例控除率を求める際の算定方法が見直された。

答え・解説

正答：エ

ア：制度は存続している。

イ：2,000円超部分が控除対象という基本は残る。

ウ：20%上限の基本構造がある。

エ：令和8年度改正では所得税基礎控除改正に伴い、ふるさと納税特例控除の算定方法が調整された。

総合解説：年度改正があるため過去年分の算式をそのまま使わない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q139 道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：基礎

問題：地方税法上の個人住民税について、主な「割」の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：均等割、所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割。

イ：均等割、法人税割、事業税割だけ。

ウ：所得割、固定資産割、相続割だけ。

エ：利子割、消費割、酒税割だけ。

## 答え・解説 正答：ア

ア：公式出題ポイントは個人住民税を均等割・所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割から整理している。

イ：法人税割は法人住民税の割である。

ウ：固定資産割等ではない。

エ：そのような構成ではない。

総合解説：個人住民税の全体像をまず押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q140 道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：地方税の標準税率と自治体の実際の税率について最も適切な説明はどれか。

ア：標準税率があれば全国の実税率は常に完全同一。

イ：地方税法に標準税率が定められる税目でも、法令の範囲内で条例により超過税率等が設定される場合がある。

ウ：自治体は税率を条例で定めることができない。

エ：超過税率は国税にしか存在しない。

## 答え・解説 正答：イ

ア：自治体差があり得る。

イ：住民税では大阪市法人税割など標準税率を上回る条例税率の実例がある。

ウ：条例が関係する。

エ：地方税にもある。

総合解説：問題文が標準税率が特定自治体税率かを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q141 道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：基礎

問題：住民税を賦課徴収する主体について最も適切な説明はどれか。

ア：国税庁だけが全国の住民税を直接賦課する。

イ：民間金融機関が税率を自由に決める。

ウ：道府県民税は道府県、市町村民税は市町村が、地方税法・条例に基づき課税する。

エ：納税者が自分で自治体を自由選択する。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：国税ではない。

イ：金融機関は特別徴収義務者になる場合はあるが税率決定主体ではない。

ウ：住民税は地方公共団体の地方税である。

エ：課税地は法令で決まる。

総合解説：国税との制度主体の違いを理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q142 道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：指定都市以外の標準税率を用いる。課税総所得金額2,500,000円、所得税額控除20,000円、均等割4,000円、森林環境税1,000円とする。所得割合計を10%として、年間の納付額合計はいくらか。

ア：225,000円。

イ：250,000円。

ウ：255,000円。

エ：235,000円。

## 答え・解説 正答：エ

ア：森林環境税等を一部としてしている。

イ：税額控除を反映していない。

ウ：税額控除を加算している。

エ：所得割は $2,500,000円 \times 10\% - 20,000円 = 230,000円$ 。これに均等割4,000円と森林環境税1,000円を加え235,000円。

総合解説：森林環境税は国税だが個人住民税と併せて徴収される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q143 道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：市町村民税所得割の算出額が120,000円、他の税額控除10,000円、申告した配当に係る配当割額の市町村民税側控除額30,000円とする。市町村民税所得割の最終額はいくらか。

- ア：80,000円。  
イ：110,000円。  
ウ：90,000円。  
エ：160,000円。

## 答え・解説 正答：ア

ア：120,000円 - 10,000円 - 30,000円 = 80,000円。  
イ：配当割額控除を反映していない。  
ウ：他の税額控除だけ一部反映している。  
エ：控除を加算している。  
総合解説：源泉段階の配当割を申告所得割から控除する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q144 道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：ある市における法人市民税について、法人税割額600,000円、均等割年額120,000円で事務所存在期間が6か月とする。中間納付等はない。合計税額はいくらか。

- ア：600,000円。  
イ：660,000円。  
ウ：720,000円。  
エ：780,000円。

## 答え・解説 正答：イ

ア：均等割を落としている。  
イ：均等割は120,000円 × 6 / 12 = 60,000円。法人税割600,000円と合計して660,000円。  
ウ：均等割を年額全額で加えている。  
エ：計算が異なる。  
総合解説：法人住民税は法人税割と均等割の合計で考える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q145

道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：法人税割の課税標準が30,000,000円、全従業者100人、A市40人、B市60人で、両市とも税率6%とする。A市・B市の法人税割額の組合せとして正しいものはどれか。

ア：A市1,200,000円、B市1,800,000円。

イ：A市600,000円、B市600,000円。

ウ：A市720,000円、B市1,080,000円。

エ：A市1,080,000円、B市720,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：分割後課税標準をそのまま税額としている。

イ：従業者按分を反映していない。

ウ：A市課税標準1,200万円×6%＝72万円、B市1,800万円×6%＝108万円。

エ：比率が逆である。

総合解説：分割課税標準と税率の二段階計算を行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q146

道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：利子割と通常の配当割について、課税関係を決める地域的基準の比較として最も適切なものはどれか。

ア：両方とも金融機関本店所在地だけで決まる。

イ：両方とも前年12月31日の住所だけで決まる。

ウ：利子割も配当割も市町村民税として市へ直接納める。

エ：利子割は利子等の支払・取扱いをする営業所等の所在道府県が重要で、通常の配当割は配当を受ける個人の支払を受けるべき日現在の住所地道府県が重要である。

答え・解説

正答：エ

ア：利子割は営業所等基準がある。

イ：配当割の通常分は支払日住所である。

ウ：いずれも道府県民税である。

エ：利子割と配当割では地域的な結び付きの基準が異なる。

総合解説：令和8年度第一問の中心論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q147

道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：個人住民税の非課税措置が設けられている基本的な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：担税力がない又は著しく薄弱な者にまで税負担を求めることが適当でないため。

イ：高所得者の投資を促進するためだけ。

ウ：法人税割を増収するため。

エ：すべての納税者を一律非課税にするため。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年度出題ポイントは担税力への配慮を非課税措置の趣旨として示している。

イ：趣旨が異なる。

ウ：法人税割の話ではない。

エ：一律非課税ではない。

総合解説：非課税基準の数式だけでなく制度趣旨も重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q148

道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：令和8年度出題ポイントが示す所得割の非課税基準の基本構造として最も適切なものはどれか。

ア：45万円を全員に一律掛けるだけ。

イ：35万円×（本人＋同一生計配偶者・扶養親族の人数）＋10万円を基礎とし、同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合はさらに32万円を加える。

ウ：法人税額の50％で判定する。

エ：均等割年額の10倍で判定する。

答え・解説

正答：イ

ア：単身者等の別基準と混同している。

イ：公式出題ポイントは附則上の所得割非課税基準を35万円・10万円・32万円の組合せで説明している。

ウ：法人税額は使わない。

エ：均等割額では判定しない。

総合解説：均等割非課税の条例基準と所得割非課税基準を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q149

道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：令和8年中の市税延滞金について、大阪市が示す延滞金特例基準割合として正しいものはどれか。

- ア：年1.4%。
- イ：年2.8%。
- ウ：年1.8%。
- エ：年9.1%。

答え・解説

正答：ウ

ア：令和4～7年の割合である。

イ：納期限後1か月以内の実際の延滞金率2.8%と混同している。

ウ：令和8年の延滞金特例基準割合は平均貸付割合0.8% + 1% = 1.8%。

エ：1か月超の実際の延滞金率9.1%と混同している。

総合解説：基準割合と実際に適用される延滞金率を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q150

道府県民税特則・総合 &gt; 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：税理士試験の住民税総合問題を処理する基本的な順序として最も適切なものはどれか。

ア：税率だけを先に選び、納税義務や課税標準は後から任意に決める。

イ：個人・法人・利子割等を区別せずすべて同じ算式で処理する。

ウ：徴収方法や申告期限は税額計算と無関係なので確認しない。

エ：納税義務・課税地を確認し、所得・課税標準や法人税額等を計算し、税率・税額控除を適用し、徴収方法・申告納付期限まで確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：納税義務判定が前提である。

イ：税目ごとのルールが異なる。

ウ：手続論も試験範囲である。

エ：住民税は個人所得割・法人住民税・道府県民税特則など制度ごとに計算と徴収方法が異なる。

総合解説：事実認定→課税標準→税率・控除→徴収・申告の順を固定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03